

三朝町告示第92号

令和6年第6回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月30日

三朝町長 松 浦 弘 幸

1 期 日 令和6年9月9日 午前10時

2 場 所 三朝町議会議場

○開会日に応招した議員

森 貴美子

小 椋 泰 志

河 村 明 浩

吉 村 美穂子

松 原 成 利

松 原 茂 隆

能 見 貞 明

石 田 恭 二

山 口 博

藤 井 克 孝

遠 藤 勝太郎

吉 田 道 明

○応招しなかった議員

な し

第6回 三朝町議会定例会会議録（第1日）

令和6年9月9日（月曜日）

議事日程

令和6年9月9日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第6号 法人の経営状況について
- 報告第7号 財政の健全化判断比率等について
- 例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- 陳情第15号 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める陳情書
- 陳情第16号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書
- 日程第6 議案第48号 令和6年度三朝町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第49号 令和6年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第50号 令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第51号 令和6年度三朝町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第52号 令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第53号 令和5年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第54号 令和5年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第55号 令和5年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第56号 令和5年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第57号 令和5年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第58号 令和5年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第17 議案第59号 令和5年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第60号 令和5年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第61号 令和5年度三朝町水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第62号 三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第63号 三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第64号 三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第65号 三朝町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第24 議案第66号 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正等について
- 日程第25 議案第67号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について
- 日程第26 議案第68号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第6号 法人の経営状況について
- 報告第7号 財政の健全化判断比率等について
- 例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- 陳情第15号 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める陳情書
- 陳情第16号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書
- 日程第6 議案第48号 令和6年度三朝町一般会計補正予算（第4号）

- 日程第7 議案第49号 令和6年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第50号 令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第51号 令和6年度三朝町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第52号 令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第53号 令和5年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第54号 令和5年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第55号 令和5年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第56号 令和5年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第57号 令和5年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第58号 令和5年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第59号 令和5年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第60号 令和5年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第61号 令和5年度三朝町水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第62号 三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第63号 三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第64号 三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第65号 三朝町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第24 議案第66号 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正等について
- 日程第25 議案第67号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について
- 日程第26 議案第68号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

出席議員（12名）

1 番 森 貴美子

2 番 小 椋 泰 志

3 番 河 村 明 浩

4 番 吉 村 美穂子

5番 松原成利
7番 能見貞明
9番 山口博
11番 遠藤勝太郎

6番 松原茂隆
8番 石田恭二
10番 藤井克孝
12番 吉田道明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 新 寛 主事 菅 田 知 佳

説明のため出席した者の職氏名

町長	松 浦 弘 幸	副町長	赤 坂 英 樹
教育長	西 田 寛 司	総務課長	矢 吹 和 美
地域振興監	青 木 大 雄	会計管理者	山 中 恵 子
財政課長	吉 田 栄 治	町民課長	山 口 良 輔
建設水道課長	藤 井 和 正	福祉課長	岩 山 裕 和
観光交流課長	藤 井 紀 好	農林課長	山 本 達 哉
総務課参事	竹 本 将 樹	企画健康課参事	米 田 真
建設水道課参事	松 村 倫 明	教育総務課長	角 田 正 紀
社会教育課長	谷 川 篤 志	図書館長	毛 利 純
代表監査委員	岸 田 昌 樹		

午前10時03分開会

○議長（吉田 道明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第6回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日、届出のあった欠席者は議員、当局ともにございませぬ。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田 道明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、10番、藤井克孝議員、11番、遠藤勝太郎議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（吉田 道明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から24日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から24日までの16日間と決定いたしました。

16日間の日程につきましては、お手元に配付している日程予定表のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、16日間の日程は、日程予定表のとおりと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（吉田 道明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第6号、法人の経営状況について、報告第7号、財政の健全化判断比率等について、町長から報告を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） おはようございます。報告案件について申し上げます。

報告第6号、法人の経営状況について申し上げます。この報告は、町出資の法人であります有限会社グリーンサービスについて、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和5年度における決算の状況並びに令和6年度の事業計画及び予算について、本議会に報告するものでございます。

報告第7号、財政の健全化判断比率等について申し上げます。この報告は、地方公共団体の財

政の健全化に関する法律、第3条第1項の規定に基づく、令和5年度の決算による健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく、令和5年度の決算による公営企業の資金不足比率の状況を本議会に報告するものでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（吉田 道明君） 進行いたします。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から令和6年6月分、7月分の報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

日程第4 行政報告

○議長（吉田 道明君） 日程第4、行政報告を行います。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 行政報告を申し上げます。

初めに、移住・定住対策として、4月に企画健康課内にDX・定住推進係を置き、体制強化の取組を進めてきたところですが、本町での日常生活を経験していただき、移住につなげようとする取組として移住お試し住宅を整備し、7月から利用者の募集を開始しました。利用者はまだございませんが、相談会や専用サイト等で周知していきます。

次に、ラジウムの恩恵とキュリー夫人の美德に感謝する第67回キュリー祭式典を8月4日、町総合文化ホールで開催いたしました。式典にはフィリップ・セトン駐日フランス大使をはじめ、町内外からの来賓の皆様、小・中学校児童生徒の皆様、約200名に御臨席いただき、来賓の皆様からは長年にわたるキュリー祭の開催と、本町、フランス国との友好の歴史をたたえる御祝辞を頂戴し、この取組を長く続け、未来につないでいかなければならないと気持ちを新たにしましたところです。

次に、三朝町・城陽市文化・スポーツ交流事業を8月7日から9日までの3日間の日程で行い、三朝町の小学生21名が京都府城陽市を訪問し、城陽市の小学生19名と寝食を共にし、城陽市の自然や文化に触れる体験活動を通じて交流を図りました。今後も様々な分野において、両市町の交流を深めてまいりたいと思います。

次に、9月3日、三朝町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、それぞれの役割や協力事項を定めた災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結しました。近年の激甚化する大雨、台風等の自然災害に備え、三朝町社会福祉協議会と一層連携してまいりたいと思います。

最後に、令和4年9月から整備を進めてまいりました三朝小学校新築工事が8月末に終了し、

念願の新校舎が完成しました。今月21日には竣工式、22日と23日には広く町民の皆様にご覧いただけるよう内覧会が行われ、10月末には子供たちが新校舎での学校生活を始めます。子供たちが誇らしく通うことのできる立派な施設ができたと思っております。新校舎建設に際し、御理解と御尽力をいただきました関係者、町民の皆様に対して深く感謝申し上げます。

以上、行政報告といたします。

日程第5 陳情の委員会付託

○議長（吉田 道明君） 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

陳情第15号、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める陳情書。陳情第16号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書。以上、2件の陳情は産業民生常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第48号 から 日程第26号 議案第68号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第6から日程第26までの21件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第6から日程第26まで、すなわち議案第48号から議案第68号までの21件の議案を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 今期定例会に提案いたしました令和6年度の補正予算案、令和5年度の決算の認定等、21件の諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第48号、令和6年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について概要を申し上げます。今期補正予算では、現在進めております温泉を活用した健康まちづくり事業につきまして、事業用地の先行取得と事業実施に必要な措置を講ずるものでございます。また、フランス、ラマルー・レ・バン町との友好姉妹都市提携から三十数年経過し、同町とのさらなる友好関係を構築しよ

うとするもので、ラマルー・レ・バン町交流団を受け入れるために必要な費用を計上するものでございます。このほか、地震による建物の通電火災等を未然に防ぐための支援や温室効果ガス削減に向けた取組への支援について、県と連携して実施しようとするものです。

以上が今回の補正の主な内容でございますが、これらの財源については国、県補助金や基金等の調整を行うこととし、今期補正予算では歳入歳出それぞれ2億225万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を70億3,530万7,000円とするものでございます。

議案第49号、令和6年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和5年度の国庫支出金等の額が確定しましたので、必要な調整等を行うものでございます。

議案第50号、令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、温泉配湯設備の管理に必要な費用を計上するものでございます。

議案第51号、令和6年度三朝町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、実績見込みにより施設修繕費を増額するほか、消費税の還付及び消費税中間納付等につきまして所要の調整を行うものでございます。

議案第52号、令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、時間外手当等、人件費の調整を行うほか、消費税の還付及び消費税中間納付等につきまして所要の調整を行うものでございます。

議案第53号から議案第61号までの9件の議案につきましては、令和5年度の三朝町の各会計の決算について、それぞれ関係法の規定に基づき、町の監査委員の審査を受けましたので、その意見を付して本議会の認定に付するものでございます。なお、これらの認定につきまして、令和5年度に取り組みました各種事務事業等の実施状況と、その成果を別途決算説明資料においても説明いたしておりますので、併せて御覧いただき、御理解を賜りたいと存じます。

議案第62号、三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険被保険者証が一体化されることにより、所要の改正を行うものでございます。

議案第63号、三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正及び議案第64号、三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、それぞれの従うべき基準、参酌すべき基準を定める内閣府令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第 6 5 号、三朝町国民健康保険条例の一部改正につきましては、議案第 6 2 号で申し上げましたが、令和 6 年 1 2 月 2 日からマイナンバーカードと健康保険被保険者証が一体化されることにより、所要の改正を行うものでございます。

議案第 6 6 号、三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正等につきましては、新しい三朝小学校校舎が 1 0 月 2 5 日から供用開始されることに伴い、関係する体育施設等について必要な整理をするため、所要の改正を行うものでございます。

第 6 7 号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議につきましては、議案第 6 2 号及び議案第 6 5 号で申し上げましたが、令和 6 年 1 2 月 2 日からマイナンバーカードと健康保険被保険者証が一体化されることにより、この規約に規定している被保険者証の文言の整理をする協議をすることについて、本議会の議決をいただこうとするものでございます。

議案第 6 8 号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきましては、町道高清水高原線の陥没により相手方の軽自動車の右前輪のタイヤを破損させたので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決をいただこうとするものであります。

以上、今期定例会に提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。よろしく御審議の上、それぞれ可決、認定賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、ただいま議題となっております令和 5 年度三朝町一般会計歳入歳出決算、各特別会計、公営企業会計の決算及び令和 5 年度財政健全化について、監査委員から決算審査の意見を求めることといたします。

岸田代表監査委員。

○代表監査委員（岸田 昌樹君） 監査報告を申し上げます。

令和 5 年度の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算の審査につきましては、別途審査意見書で述べておりますとおり、歳入歳出決算書とそれに附帯する関係調書などの計数は、関係書類と照合した結果、誤りのないものと認められます。

概要について申し上げます。

まずは、令和 5 年度の全体的な特徴として、簡易水道事業特別会計が水道事業会計の企業会計に統合されたこと、国民宿舎事業会計が令和 4 年度末で終了したこと、また、下水道事業特別会計及び集落排水処理事業特別会計が令和 6 年度からの統合、企業会計化に向けての移行準備段階であることが例年になく特徴となっております。

それでは、それぞれの会計について報告をします。

初めに、一般会計について申し上げます。令和 5 年度の決算は、前年度と比較して歳入ではお

よそ1億4,000万円、歳出ではおよそ2億7,000万円と、いずれも若干の減少はしておりますが、前年に引き続き、大型の決算状況となっております。

歳入及び歳出の特徴的なことを申し上げます。全体では小学校施設の整備事業を引き続き取り組んでおり、全体の決算額を大きくしている要因となっております。それに伴って、町債、国庫支出金の占める割合に影響しております。令和3年7月豪雨災害復旧事業、さらに、令和5年台風7号に係る災害復旧事業が大きなものとなっております。また、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことにより、コロナウイルス感染症対策事業が減少し、通常の事業実施に戻りつつあります。

歳入におきましては、基幹的収入であります町税と地方交付税において、町税では前年度より400万円余りの増加、地方交付税は1億6,000万円余り増加しております。地方譲与税及び各種交付金においては、200万円余りの減少となっております。国庫支出金では前年度より5,700万円余り増加、県支出金では1億1,000万円余り減少となっております。町債は前年度より2億6,000万円余りの減少となっております。

次に、歳出についての主な増減として、総務費7,000万円余り、農林水産業費1億円余り、土木費5,900万円余りがそれぞれ減少し、一方で、民生費2,700万円余り、教育費1億2,000万円余り、災害復旧費1億円余りがそれぞれ増額となっております。諸支出金の基金費で、減債基金に6,800万円余り、電源立地地域対策交付金基金に5,000万円余り、ふるさと応援基金に4,500万円余りを追加積み立てし、集落排水処理事業推進基金は企業会計への移行準備として全て取り崩しております。

次に、財政の構造について申し上げます。町債の状況として、小学校施設整備等もあり、発行額が償還額を大きく上回り、年度末現債高は前年度より4億3,000万円余りの大きな額となっております。

次に、経常的収支の状況でございます。経常的収入額の一般財源は前年度より増加しているものの、経常的支出額の一般財源の増加額を下回るために、経常収支比率は1.7ポイント悪化し、85.0%となっております。

次に、特別会計について申し上げます。国民健康保険事業は平均被保険者数は減少傾向にあるが、1人当たりの給付費は増加傾向にあります。今後の状況を見定めながらの対応が必要と思われれます。

後期高齢者医療事業では、被保険者数が団塊の世代が75歳に到達したことから少し増加傾向にありますが、歳出としても若干増加しております。

介護保険事業では、介護認定率は2割を超える高い水準が続いています。歳出についても増加の傾向にあります。以上の医療、保健事業については町民の病気予防、健康増進への取組が課題となっています。

温泉配湯事業はおおむね安定的な事業継続が保たれています。

下水道事業及び集落排水処理事業にあつては、次年度からの会計統合、企業会計への移行準備として、基金の清算が行われたことにより大きな繰越額となっています。

次に、公営企業会計について申し上げます。水道事業会計では、簡易水道事業が会計統合したこともあり、前年と直接的な比較は難しい年度であります。収益的収支では比較的安定しているものの、資本的収支においては簡易水道に係る支出が大きく増加する形となっております。企業会計方式による会計分析により経営情報を的確に把握され、使用料の継続的な見直しの実施が求められております。

次に、財産調書について申し上げます。土地、建物の状況、有価証券及び出資金による権利並びに各基金の状況について、財産台帳、株券、出資証券、預金通帳など、関係書類と照合、確認し、財産調書に誤りなく記載されていることを確認いたしました。

次に、令和5年度決算における財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について審査結果を申し上げます。健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基準となる項目を記載した書類は、いずれも誤りなく作成されているものと認めます。各指標の算定結果につきましては法に定める基準を下回っており、この法律に定める財政の健全化は保たれていると言えます。

最後に、指摘事項ではございませんが、審査を行った中での感想、意見を少し申し上げさせていただきます。

1つには、税金、使用料について、コンビニ収納システム、キャッシュレス決済等、導入がさらに進み、町民の利便性向上が図られたことは非常に評価できる。しかし、今年度より導入されたオンライン申請についてはまだ利用者が少数にとどまっているため、今後さらなる周知が必要と思われます。

2つ目には、令和5年8月の台風7号による被害は甚大であった。災害の完全復旧には時間を要することは承知しているが、一刻も早い復旧に尽力していただくことを切に願うものであります。

3つ目として、本町では65歳以上の高齢者の割合、高齢化率が既に40%を超えている状況です。特定健診、がん検診は健康管理の基本であり、医療費、介護費の増大を防ぐためにも受診

の推進等の健康寿命延伸に向けて、さらなる取組が必要と思われます。

4つ目として、デマンド型バスの運行が公共交通対策の一つとして継続されているが、利用者の数が少ない状況が見受けられる。町民の利便性向上のためにも、今後も持続可能な対策が必要と思われる。

5つ目として、ふるさと納税の寄附額の増収を図るため、自動販売機の導入及び中間事業者への業務委託等は、前年度の寄附額を大幅に上回る増収につながっていて大変評価できる。一方で、目標の予算額に届いていない点については、今後さらなる努力が必要と思われます。

最後に、職員の質の向上や効率化は当然必要であるが、町民へのサービスの向上のためにも技術職に限らず、職員の確保をお願いしたい。参考までに6点を述べさせていただきました。

以上で令和5年度の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算についての審査と、あわせて、財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての審査結果の報告とします。

なお、詳細につきましては、別冊の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。以上で終わります。

○議長（吉田 道明君） 続きまして、議案の順序により細部説明を求めます。

議案第48号、令和6年度三朝町一般会計補正予算（第4号）。

吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第48号、令和6年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。議案書は29ページでございます。

今回の補正額について、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億225万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億3,530万7,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容を事項別明細書等により御説明させていただきます。歳出から御説明申し上げます。

議案書は40ページ、総務費、中ほどでございます。電算端末機器使用料でございます。現在、国事業により実施しています自治体情報システムの標準化・共通化に係る移行支援事業等について、事業費が固まりましたので事業費を増額して計上するもので、全額国庫支出金により実施いたします。

その下、小学校跡地の利活用に向け、基本計画策定に係る補助業務費用を計上するほか、ラマルー・レ・バン町交流団訪日事業では、ラマルー・レ・バン町との友好姉妹都市提携から三十数年経過し、さらなる友好関係を構築するため相互交流を計画していたもので、このたび同町との調整により本町への訪問が実現することになったことから、当該交流団を受け入れるために必要

となる費用を計上するものです。

そのほか、温泉を活用した健康まちづくり事業につきましては、日帰り入浴等施設の整備地における用地測量等に係る費用を計上するものでございます。

次に、一番下、三朝町感震ブレーカー設置費助成事業でございますが、今年1月に発生した能登半島地震の教訓を踏まえ、地震による建物の通電火災及び延焼を防止することにより、被害の減少及び地域の防災力の向上を図るため、町民が感震ブレーカーを設置する費用の一部につきまして、県と連携して支援しようとするものでございます。

そのほか、空き家等撤去費助成事業及びブロック塀改修事業補助金につきましては、申請見込みにより必要な費用を増額計上することとしております。

次に、41ページ、民生費、上から2つ目でございますが、介護保険適用除外の施設に入所している一部の方について、適用除外等のデータ管理がされていなかったことから、過年度に遡及して国民健康保険税及び介護保険料の還付不能額等を当該対象者に補填しようとするもので、必要な費用を措置するものでございます。

また、衛生費中ほど、宅配ボックス購入設置事業補助金につきましては、脱炭素社会に向け、町内の住宅における住宅用配達ボックスの設置を推進することで、再配達によって発生する温室効果ガスを削減し、あわせて、運送業者の負担軽減にも寄与することを目的に、宅地用配達ボックスの購入費の一部を支援するもので、県と連携して事業実施いたします。

次に、42ページ、農林水産業費、一番上、畜産経営緊急支援事業につきましては、物価高騰の影響により、配合飼料価格は依然高止まりしており、今後の経営の負担はさらに増すものと予想されることから、本町の畜産農家の経営を継続させるため支援したいものでございます。

その下、商工費、三朝町工場設置奨励事業につきましては、町内の産業振興と企業立地推進を図るため、町内に工場を新設及び増設する企業に対し奨励金を交付するもので、実績見込みにより事業費を増額するものです。

そのほか、温泉資源活用施設等におきまして、施設改修費等を計上するほか、名探偵コナンミステリーツアー負担金につきましては、大阪・関西万博を訪れる国内外の観光客を本町に誘致するため、名探偵コナンミステリーツアー等を県や関係機関と連携して実施するもので、必要な費用について予算計上いたします。

次に、土木費、下から2つ目、除雪機械整備費ですが、集落の要望に対応するため小型除雪機を追加導入する費用を計上するほか、町道整備事業につきましては、三朝橋左岸下流におきまして、町道三朝横手線の用地買収等に係る費用を計上するものです。

次に、44ページ、教育費、全国・中国大会等参加助成金ですが、今年度におきましても、多くの町民が全国大会等で活躍し、今後においても全国大会の出場が見込まれることから、支援に要する費用を増額計上するほか、災害復旧費におきましては、令和5年台風7号被害に係る公共土木施設の復旧等に必要な費用を計上するものです。

一番下、諸支出金、土地開発基金繰出金です。温泉を活用した健康まちづくり事業につきまして、日帰り入浴等の施設の整備に係る事業用地を先行取得し、円滑な事業実施を図ることを目的として、事業用地取得等に係る費用の一部につきまして、同基金に繰り出し、対応するものでございます。

めくっていただきまして、45ページ、社会福祉基金積立金でございますが、今回の普通交付税の決定等に伴って生じた一般財源の一部につきまして、後年度において、町民の福祉を推進するための事業の財源に充てるため、社会福祉基金に積立てを行うこととしております。

最後に、全体を通じて、令和5年度に交付を受けました国庫支出金等の額が確定し、返還金が生じたので対応するほか、児童手当制度の改正及び7月の人事異動等に伴う所要の措置として、職員人件費の補正を行うものでございます。

続いて、歳入について主なものを御説明申し上げます。議案書は37ページからでございます。

歳入につきましては普通交付税等の決定、前年度の決算が固まり、繰越金が確定しましたので、それぞれ所要の調整を行っております。そのほか、国庫、県支出金、町債等につきましては、各事業の財源となる補助金等について所要の調整を行っております。

以上が令和6年度三朝町一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第49号、令和6年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

岩山福祉課長。

○福祉課長（岩山 裕和君） 議案第49号、令和6年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。議案書は49ページからです。54ページを御覧ください。

今回の補正は既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億2,319万5,000円を追加して、予算の総額を12億3,069万5,000円とするものです。

まず、歳入ですが、議案書の55ページの上段を御覧ください。令和5年度の繰越金が確定しましたので、繰越金を1億2,319万5,000円増額しています。

次に、歳出ですが、同じページになります。下段の償還金について、令和5年度の介護保険事

業の実績報告に基づき、国、県、支払い基金へ返還するものです。また、繰越金と償還金が確定したことから、財政調整基金の積立金を増額し、全体の調整を図っております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 道明君） 議案第50号、令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）、議案第51号、令和6年度三朝町水道事業会計補正予算（第4号）、議案第52号、令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算（第2号）。

藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第50号、令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案書は57ページからでございますが、初めに、62ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ79万2,000円を増額し、総額を3,369万2,000円とするものでございます。

63ページをお願いします。下表の歳出説明欄、温泉配湯施設管理経費につきましては、6号源泉に配湯ポンプ2台が設置してありますが、そのうち1台が不調であり、故障した場合に早急に取替え対応が行えるよう、事前に配湯ポンプ1台を購入したいものでございます。財源につきましては、財政調整基金からの繰入れを予定しております。以上でございます。

続いて、議案第51号、令和6年度三朝町水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。議案書は65ページからでございますが、67ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款水道事業収益を581万円増額し、1億1,801万円とし、第2款簡易水道事業収益を31万8,000円増額し、5,631万8,000円に、また、支出では、第1款水道事業費用を26万3,000円増額し、1億1,675万7,000円とし、第2款の簡易水道事業費用を221万6,000円増額し、6,559万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては77ページをお願いします。今期補正予算では収益的収入及び支出のうち、収入の水道事業収益、その他営業外収益として、消費税及び地方消費税還付金を581万円増額するものでございます。これは令和6年度の決算時であります令和7年3月末の消費税及び地方消費税を試算したところ、還付となる見込みでありますので、令和6年度確定申告時の還付予定額230万9,000円と、令和6年度中に中間納付として支払う350万1,000円の合計581万円を新たに計上したいものでございます。簡易水道事業収益の消費税及び地方消費税還付金につきましても、水道事業と同様に、令和6年度末の決算見込みにより消費税及び地方消費税が

還付見込みとなったためでございます。

支出の水道事業費用の消費税及び地方消費税につきましては、令和6年6月に申告した令和5年度の確定申告に伴い、中間納付額が9月、12月、3月と3回ありますが、当初予算額より増額となったためでございます。

簡易水道事業の原水及び浄水費のうち施設修繕費につきましては、5月臨時議会の第1号補正で、笏賀地区の水源へ通じる管理道の修繕費用の補正を承認いただき修繕しましたが、当該箇所奥部にも通行不能な崩落があり、予備費を充用して対応済みでございます。現在、修繕料の予算残額は850円でございますので、原水及び浄水施設で修繕が必要となった場合に備え、予算を確保したいものでございます。

その下、その他、特別損失の過年度損益修正損につきましては、令和5年度決算月であります令和6年3月末に消費税及び地方消費税の還付金を359万500円として未収金計上しておりましたが、令和6年6月に申告した令和5年度確定申告に伴い、還付金の額が337万4,800円と、21万5,700円減額となっております。そのため、既に未収金として決算していますので、差額を損益修正損として21万6,000円を計上したいものでございます。以上でございます。

続いて、議案第52号、令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。議案書は79ページからでございますが、81ページをお願いします。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款下水道事業収益を1,107万8,000円増額し、2億2,877万8,000円に、支出の第1款下水道事業費用を698万8,000円増額し、2億8,820万6,000円とするものでございます。

また、第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を24万2,000円増額し、1,601万3,000円としたいものでございます。

詳細につきましては、91ページをお願いします。収入でございますが、下水道事業収益の消費税及び地方消費税還付金につきましては、水道事業と同様に、令和6年度の決算時であります令和7年3月末の消費税等を試算したところ、還付となる見込みでありますので、令和6年度確定申告時の還付予定額150万円と、令和6年度中に中間納付として支払う957万8,000円の計1,107万8,000円を新たに計上したいものでございます。

支出の営業費用総係費につきましては、職員の時間外手当が不足する見込みであるため、20万円の増額と、あわせて法定福利費として共済組合費を4万2,000円増額したいものでございます。

その下、消費税及び地方消費税につきましては、水道事業同様に、令和5年度確定申告に伴い、中間納付額が当初予算額より増額となるための増額でございます。以上でございます。

○議長（吉田 道明君） 議案第53号、令和5年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について。

吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第53号、令和5年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算説明資料により御説明申し上げます。決算説明資料は5ページでございます。

決算説明資料5ページに各会計の歳入歳出決算額、実質収支等、決算の概要について掲載しております。

一般会計の実質収支等の状況につきましては、6ページ、左側の表でございます。歳入歳出差引き額から令和6年度への繰越事業の財源として繰り越すべき財源を除いた実質収支は、約1億6,600万円となっております。

次に、右上の表でございますが、この表は決算に伴う主な指標を掲載しております。経常的な一般財源につきましては、普通交付税におきまして臨時経済対策費等の設定に伴う追加交付及び調整額の復活があったことから、前年度に対して約2,900万円の増となりました。一方で、臨時財政対策債につきましては、地方交付税の原資となる国税が増収傾向にあることから、約1,600万円の減となり、全体として、対前年比約2,000万円、0.6%の微増となっております。また、一般財源を充当した支出につきましては、約7,100万円、2.6%の増でありました。これにより算出されますのが、財政の弾力性を示す指標として利用されます経常収支比率でございます。今期決算における経常収支比率は、分母となる経常的収入がほぼ横ばいだったことに対し、分子となる経常的支出が若干増加したことから85%と、前年度に比べて1.7%上昇しております。しかしながら、前年度数値の県内町村平均や全国町村平均を下回っており、良好な水準であると言えます。

右下の表は、財政の健全化の判断基準となる指標でございます。実質赤字比率は普通会計に属する一般会計に生じた赤字が、町の標準的な財政規模に対してどれぐらいになるかという比率で、マイナスの表示は黒字であることを表しております。

また、連結実質赤字比率は、公営企業を含む全会計に生じる赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したもので、同じくマイナスの表記は黒字であることを表しております。

次に、実質公債費比率ですが、これは町の借入金の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、8.6%となっております。今後、人口減少と併せて日帰り入浴等施設の整備など、大規模な事業が行われ、町債の残高は増加していくことが予想されますが、電源立地地域対策交

付金の活用や過疎債等の有効な地方債を中心に発行して、公債費負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

将来負担比率につきましては、町が現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したのですが、マイナスの表記は、抱えている負債より返済に充当可能な基金等が上回っているということを表しております。

また、資金不足比率につきましては、下水道等、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したもので、今年度においても資金不足は発生しない状況となっております。

次に、7ページに収入の款ごとの決算額と特定財源、一般財源の区分等について掲載しております。このうち自主財源に区分される収入の合計は約13億4,000万円で、自主財源比率は20.1%と若干上昇しておりますが、これは自主財源が微増となったことに対し、町債の減等により依存財源が減少したことによるものです。

続いて、8ページには、目的別の歳出について款ごとの決算額と財源内訳等、9ページには、性質別の決算額と財源内訳等について掲載しております。この中で、人件費、扶助費及び公債費等を義務的経費と言っておりますが、今期決算における義務的経費の額は約22億5,000万円で、歳出合計に占める割合は35%となっております。

続きまして、10ページ、積立金現在高の状況を御覧いただきたいと思っております。上半分に掲載しておりますのが、一般会計に属する積立金の現在高でございます。将来の公債費の負担に備えた減債基金の積立てを増やしたことや、ふるさと応援基金につきまして、後年度、三朝温泉の振興や子ども・子育て施策の充実を図るため、基金の積立てを増やしたこと等により、積立金の合計額は約34億6,000万円となっており、前年度に対し1億1,000万円の増となっております。

次に、11ページ、一般会計の地方債現在高の状況でございます。令和5年度末の地方債現在高は約64億6,000万円で、前年度に対して約4億3,000万円の増となっております。

以上、令和5年度の一般会計歳入歳出決算の状況につきまして御説明申し上げました。なお、それぞれの決算の詳細につきましては、13ページ以降に、所管課ごとに主な事業の取組状況を整理しておりますので、御確認いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） ここでしばらく休憩します。再開を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時08分再開

○議長（吉田 道明君） 再開します。

議案第54号、令和5年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号、令和5年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号、令和5年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

岩山福祉課長。

○福祉課長（岩山 裕和君） 議案第54号、令和5年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書により説明いたします。なお、決算説明資料は284ページから掲載しております。

まず決算の収支の概要につきまして、決算書2ページ、3ページを御覧ください。歳入の合計としまして7億4,461万5,033円、続いて、4ページ、5ページを御覧ください。歳出の合計、7億4,099万3,629円で、歳入歳出差引き残額は362万1,404円となっております。財政調整基金は令和5年度に805万1,000円を積み立てし、年度末残高が1億3,957万6,194円となっております。

歳入について説明いたします。決算書は6ページからになります。国民健康保険税収入済額は1億905万3,133円で、徴収率は現年分で94.86%でした。

歳出について説明します。決算書は12ページからになります。12ページ、中段の保険給付費ですが、これは被保険者の医療への受診に係るものや葬祭費、出産費などに係るもので、支出済額は5億5,116万5,335円で、前年度に比べて大きな差はありませんでした。人口減少や国が進める社会保険の適用拡大などにより、平均被保険者数は年々減少している一方、1人当たりの費用額は高齢化の進展や報酬改定などにより増加しております。

続いて、議案第55号、令和5年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書により説明します。なお、決算説明資料は291ページとなっております。

まず、決算の収入の概要につきましては、決算書の2ページ、3ページを御覧ください。歳入の合計といたしまして1億563万3,643円、続いて、4ページ、5ページを御覧ください。歳出合計1億261万5,150円で、歳入歳出差引き残額は301万8,493円となっております。

歳入について説明いたします。決算書は6ページ、7ページです。後期高齢者医療保険料の収入済額は6,820万9,300円で、徴収率は現年分で110.04%でした。

歳出は決算書10ページ、11ページを御覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金が1億

73万4,340円となっております。

次に、議案第56号、令和5年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書により説明します。決算説明資料は292ページからとなっております。

まず、決算の収支の概要につきまして、決算書の2ページ、3ページを御覧ください。歳入の合計は11億9,572万4,040円で、歳出は4ページ、5ページになります。歳出合計は10億6,206万3,839円で、歳入歳出差引き残額は1億3,366万2,011円でございます。

財政調整基金は、令和5年度に積立てを3,988万4,000円行い、残高は1億5,010万9,000円となっております。

歳入について説明します。決算書の6ページ、7ページの上段を御覧ください。介護保険料収入済額は1億8,654万7,900円で、徴収率は現年度分で99.68%でした。

次に、歳出については14ページ、15ページからとなります。一番下の欄の保険給付費として8億8,766万1,959円を支出しております。前年度に引き続き、要支援の方の割合が高い傾向が続いており、全体の保険給付費としては減少しております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第57号、令和5年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号、令和5年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号、令和5年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第57号、令和5年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書により説明させていただきます。なお、決算説明資料は298ページからでございますので、併せて御覧ください。

決算書2ページから5ページの歳入及び歳出の合計は、それぞれ2,096万3,509円でございます。

6ページから歳入の明細でございます。令和4年度の歳入合計と比較し、約198万円の減となっております。減額となった主な理由といたしましては、7ページ、備考欄の温泉配湯使用料現年分が約249万円の減となっておりますが、たまわりの湯への配湯停止や旅館改修に伴う休館が主な理由でございます。また、最下段、純繰越金につきましても、前年度決算に伴うもので、約266万円の減となっております。

8ページから歳出の明細でございます。

9ページ、備考欄の一番上、温泉配湯施設管理経費では、三朝町が現在採取及び管理していま

す5か所の源泉及び温泉配湯施設の維持管理を行い、23施設へ安定した温泉配湯に努めております。また、通常の維持管理とは別に、三朝高原の旧ラジウムガーデン跡地に残置しています温泉施設の工作物収去土地明渡し等請求事件に係る和解金、賠償金として544万円を支払っております。その下、温泉配湯改良事業では、配湯管施設の台帳整備を整備した費用でございます。その2つ下、温泉配湯施設復旧費（令和5年台風7号）につきましては、水没した4号源泉のポンプ購入と、埋没した5号源泉の井戸の土砂撤去を行っております。以上でございます。

続きまして、議案第58号、令和5年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。決算書の2ページ、3ページをお願いします。

歳入の主なものといたしましては、使用料及び国庫補助金、繰入金、そして町債で、歳入合計は3億5,608万6,119円でございます。

続いて、4ページ、5ページをお願いします。歳出合計は2億3,431万8,928円としております。なお、下水道事業特別会計は地方公営企業法の適用と、集落排水処理事業特別会計との会計統合に伴い、令和6年3月31日に打切り決算を行っております。先ほど御説明申し上げました歳入歳出差引き額の1億2,176万7,191円は、全額、新たな財務適用の下水道事業会計へ引き継いでおります。また、打切り決算に伴い、収入未済のもの及び支出の未執行のものはそれぞれ未収金及び未払い金として、令和6年度からの新たな下水道事業会計へ引き継いでおります。

6ページから歳入の明細でございます。

7ページ、左から3列目の不納欠損額につきましては、過年度分の滞納繰越分で、公債権として時効が過ぎた債権について、これまで不納欠損の処理をしていませんでしたが、新たな下水道事業会計に引き継ぐこの機会に処理したものでございます。

最下段、財政調整基金繰入金につきましては、地方公営企業法の財務規定等を適用し、これまでの官公庁会計から公営企業会計へ移行することに伴い、下水道事業特別会計で管理していた財政調整基金を取り崩し、新たな下水道事業会計へ引き継ぐ処理を行ったものでございます。

10ページから歳出の明細でございます。

11ページ、備考欄の上から6行目、中部圏域污水处理広域化・共同化推進事業につきましては、令和5年度からの事業で、中部1市4町の下水道事業を広域的に集約して、業務の効率化などに向けた計画策定業務を行っているものでございます。その下、財政調整基金積立金につきましては、基金利息を積み立てた後に基金を取り崩し、新たな会計に引き継いでおります。以上でございます。

最後になりますが、議案第 59 号、令和 5 年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。決算書、2 ページ、3 ページをお願いします。

歳入の主なものといたしましては、使用料及び繰入金で、歳入合計は 1 億 4,751 万 9,896 円でございます。

続いて、4 ページ、5 ページをお願いいたします。歳出合計は 9,825 万 6,400 円を支出しており、歳入歳出差引き額は 4,926 万 3,496 円でございます。なお、集落排水処理事業特別会計も下水道事業特別会計と同様に、新たな下水道事業会計へ引き継ぎますので、先ほど御説明申し上げました歳入歳出差引き額の 4,926 万 3,496 円は、全額下水道事業へ引き継いでおります。また、打切り決算に伴い、収入未済のもの及び支出未執行のものは、それぞれ未収金及び未払い金として新たな下水道事業会計に引き継いでおります。

6 ページからが歳入の明細でございます。中ほど、一般会計繰入金につきましては、下水道事業会計への移行に伴い、一般会計で管理していました集落排水処理事業推進基金を取り崩した 6,036 万 7,823 円を含んでおります。

10 ページからが歳出の明細でございます。

11 ページ、備考欄の 1 行目、一般管理経費が 1 億 42 万 9,626 円増となっておりますが、令和 4 年度は消費税及び地方消費税が還付される年でありましたが、令和 5 年度は確定申告の結果、納付したためでございます。備考欄、中ほど、集落排水施設復旧費（令和 5 年台風 7 号）につきましては、東小鹿処理場のり面の崩落による復旧を行ったものでございます。

以上が各会計の歳入及び歳出の決算の状況でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第 60 号、令和 5 年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第 60 号、令和 5 年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。決算説明資料の 5 ページを御覧いただきたいと思います。

中央に財産区会計として、財産区勘定ごとの決算状況を掲載しております。各財産区とも各管理会を中心に基本的な管理経費を執行しているほか、基本財産の処分により土地使用収益権者交付金として、関係集落に交付されております。また、各財産区の積立基金の状況につきましては、決算説明資料 10 ページの下の方にそれぞれ掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、財産区特別会計決算の概況について説明申し上げます。どう

ぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第61号、令和5年度三朝町水道事業会計決算の認定について。
藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第61号、令和5年度三朝町水道事業会計決算の認定について、決算報告書で説明させていただきたいと思ひます。なお、決算説明資料は308ページからでございますので、併せて御覧させていただきたいと思ひます。決算報告書の17ページをお願ひいたします。

水道事業の総括でございます。損益勘定でございますが、令和5年度より簡易水道事業に地方公営企業を適用した上で、会計統合を行い、新たな水道事業会計として事業を始めました。このため、簡易水道分も簿記を導入した会計処理に移行しております。

一方の事業費用では、令和4年度には会計統合に向けた費用や繰越事業費分の減などがあり、事業費用のうち水道事業分では1,121万1,000円の減、1億448万円となりました。

また、簡易水道事業分では簿記会計導入の初年度のため、前年度比較はできませんが、滅菌費や施設の維持修繕費、減価償却費など、全体では5,281万円となりました。これらのことから、今年度は全体で78万5,000円の純損失が生じる決算となっております。

このほか、令和3年4月から開始したコンビニ収納システムは、令和6年3月末までの下水道等を含めた上下水道料金全体では、納付書払い利用者の59.2%が利用され、このうち約半数の50.1%の方が夜間や休日等の時間外に納付されるなど、多くの方に利用されています。

資本勘定の水道事業分では、横手送水ポンプ場の受電設備更新として165万円を執行したほか、令和6年度への繰越事業として新配水池築造測量調査設計等業務に着手しております。

簡易水道分では、恩地地区送水管本設工事に363万9,000円、令和5年度から繰り越した西小鹿地区配水管布設替え工事に596万6,000円を執行するなど、施設更新に努めております。

また、財源では、一般会計出資金として1,199万7,000円、企業債では合わせて1,110万円、鳥取県の事業に伴う工事負担金として33万8,000円を収入いたしました。

なお、資本的支出額に対する不足額につきましては、当年度分及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

以上、歳入歳出決算について御説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第62号、三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改

正について。

矢吹総務課長。

- 総務課長（矢吹 和美君） 議案第62号、三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。議案書は111ページ、112ページです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険被保険者証が一体化されることにより所要の改正を行うものです。

改正の内容は、三朝町特別医療費助成条例の規定による医療費助成に関する事務について、個人番号を利用できるよう別表第1に規定をするほか、法令等の引用箇所の文言を修正いたします。

施行日は公布の日でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

- 議長（吉田 道明君） 議案第63号、三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第64号、三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

山口町民課長。

- 町民課長（山口 良輔君） 議案第63号、三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明を申し上げます。議案書113ページから114ページを御覧いただきたいと思います。

改正の理由は、令和5年12月に交付された母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する運営基準を定める際の従うべき基準、参酌すべき基準が見直されたことにより所要の改正を行うものです。

主な改正の内容でございますが、アナログ規制の見直しに伴い、記録の交付媒体についての文言を適正化します。また、重要事項の書面の掲示等を義務づけている規定について、インターネット利用による公衆への閲覧規定を追加します。

施行期日は公布の日です。

続いて、議案第64号、三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書115ページから117ページを御覧ください。

改正の理由は、令和6年3月に交付された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業等

の設備及び運営に関する基準を定める際の従うべき基準、参酌すべき基準が見直されましたので、所要の改正を行うものです。

改正の内容でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士等の配置基準を見直します。

施行の期日は公布の日です。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第65号、三朝町国民健康保険条例の一部改正について。

岩山福祉課長。

○福祉課長（岩山 裕和君） 議案第65号、三朝町国民健康保険条例の一部改正について説明します。議案書は119ページ、120ページとなっております。

今回の改正は、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に係る改正国民健康保険法の施行期日が令和6年12月2日と定められたことに伴い、関係規定を整理するものです。

内容は施行期日以降に、被保険者証の新規発行が廃止されることに伴い、その返還などについて定めている文言の削除と、改正前に交付された被保険者証の返還についての罰則の適用について、経過措置が設けられたことにより所要の整備を行うものです。

条例の施行日は令和6年12月2日となります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 道明君） 議案第66号、三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正等について。

谷川社会教育課長。

○社会教育課長（谷川 篤志君） 議案第66号、三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正等について御説明申し上げます。議案書は121ページからになります。

三朝小学校の新校舎の供用開始に伴い、関係する社会体育施設等について整理するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、現在の小学校の体育館を社会教育施設、町民体育館として規定すること。学校校舎等使用料条例において、使用料の改正を行うこと。三朝町農林漁業者健康増進施設の用途を変更するため、三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

施行期日は令和6年10月25日になります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第67号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について。

岩山福祉課長。

○福祉課長（岩山 裕和君） 議案第67号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について説明します。議案書は125ページとなります。

広域連合の規約変更については、地方自治法の規定において関係地方公共団体の協議により、これを定め、同じく関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされています。

変更の内容については、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に関して改正される高齢者の医療の確保に関する法律の施行期日が、令和6年12月2日と定められたことに伴い、関係規定の整理が行われるものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 議案第68号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第68号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、議案書により説明させていただきます。議案書は127ページをお願いいたします。

町有施設の管理運営の不備により発生した自動車のタイヤ破損に係る損害賠償について、相手方は倉吉市在住の個人、和解の趣旨は損害賠償金として1万470円を支払うものでございます。

事件の概要といたしましては、和解の相手方が町道高清水高原線を車両により通行していたところ、アスファルト路面の一部が欠損した穴状の段差の上を通過した際に、右前輪のタイヤがパンクしたものでございます。以上でございます。

○議長（吉田 道明君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時38分散会
